

公共事業に係る政策評価の点検結果 (平成26年度)

平成27年4月27日

総務省行政評価局

□ 点検の仕組み

公共事業に係る政策評価

公共事業の実施省(※)において、 事業区分ごとに作成したマニュアル等に基づき実施

※ 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の5省

[評価の対象]

- ・ 事前評価：事業費10億円以上の公共事業について、新規事業の採択時に評価
- ・ 事後評価：5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業について再評価 等

総務省による点検

総務省

- 実施省による評価が客観的かつ厳格に実施されているか点検

実施省

- 点検結果を踏まえ、評価書の修正やマニュアル等の改定等を実施

□ 点検対象の事業区分・評価書

平成26年度は15事業区分58件を点検（事業区分・評価書件数は4ページ参照）

⇐ 1,092件（※1）の評価書のうち、15事業区分の評価書608件から58件（※2）を抽出

※1 平成25年6月から26年8月までに各省が公表した評価書の総件数

※2 今回の点検の観点（需要予測の方法等）に基づき、点検対象とする評価書を抽出

□ 平成26年度の点検結果〔概要〕

○ 平成26年度の点検では、これまで行ってきた費用便益分析の算出過程等、評価手法に関する点検に加え、以下のとおり、3つの観点に重きを置いた点検を実施

(i) 需要予測の方法

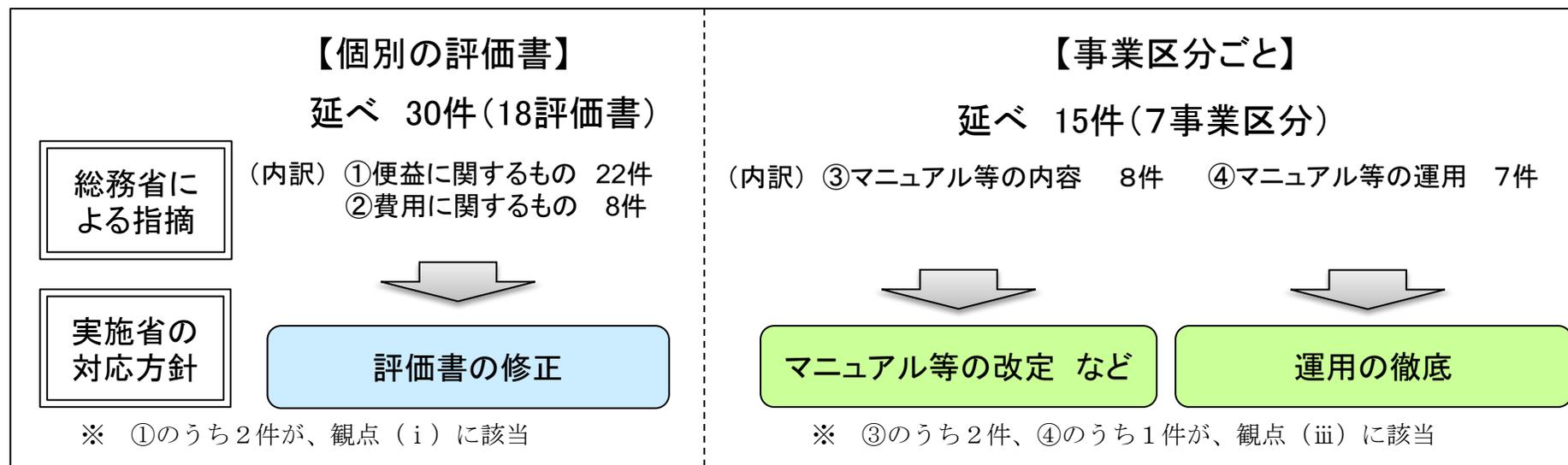
(ii) 本体工事が未着工のまま長期間経過している、又は本体工事の進捗が遅れている事業の評価方法

(iii) 複数の事業区分が計上している同種の便益、費用等に係る算定方法

○ その結果、指摘件数は以下のとおり。

・ これまでの費用便益分析の算出過程等、評価手法に関するものは、個別の評価書に係る指摘で18件(延べ30件)、事業区分ごとに共通する指摘で7事業区分(延べ15件)

・ 上記のうち、観点到該当した指摘については、個別の評価書に係る指摘で2件(観点到(i)に該当)、事業区分ごとに共通する指摘で3事業区分(延べ3件)(観点到(iii)に該当)



○ 指摘の主な内容(延べ数の内訳)

【個別の評価書に係る指摘】 (延べ30件)		
・ 便益の算定に当たって、誤った数値や算定方法を用いているもの	17件	☞事例1、3
・ 需要予測の根拠が不十分なもの	2件 (全て観点(i)に該当)	☞事例2
・ 費用の算定に当たって、誤った算定方法や計上漏れがあるもの	8件	—
・ その他(便益の計上年度の誤り等)	3件	—
【事業区分ごとに共通する指摘】 (延べ15件)		
・ 現在、用いられている便益の算定方法について疑義があり、見直しを検討する等の必要があるもの	8件	—
・ 同種の便益の算定方法について、異なる事業区分間で比較した結果、算定方法が区々となっているもの	3件 (全て観点(iii)に該当)	☞事例4
・ 便益を算定する上で、統一すべきデータが評価書ごとに区々となっているもの	1件	☞事例5
・ その他(評価書に用いられてるデータ等の根拠が不明、マニュアルの記載が不正確等)	3件	—

(別表)

平成26年度の点検結果(一覧)

(単位:件)

府省名	事業区分名	点検対象 とした 評価書の 件数	個別の評価書に係る指摘				事業区分ごとに共通する指摘	
			指摘した 評価書の 件数	類型別件数(延べ数)		類型別件数(延べ数)		
				①便益に 関するもの	②費用に 関するもの	③マニュアル 等の内容	④マニュアル 等の運用	
農林水産省	国営かんがい排水事業	1	-	-	-	-	-	
	国営総合農地防災事業	2	-	-	-	-	-	
	独立行政法人水資源機構事業	1	-	-	-	-	-	
	直轄海岸保全施設整備事業	1	-	-	-	-	3	
	農業競争力強化基盤整備事業	2	-	-	-	-	-	
	農業水利施設保全合理化作業	1	-	-	-	-	-	
	農村地域防災減災事業	2	-	-	-	-	-	
	水産物供給基盤整備事業	5	4	4	1	-	2	
	水産資源環境整備事業	4	4	10	1	-	1	
経済産業省	工業用水道事業	11	4	4	1	2	-	
国土交通省	ダム事業	4	-	-	-	-	-	
	道路・街路事業	4	-	-	-	-	-	
	港湾整備事業	8	1	-	1	1	-	
	住宅市街地総合整備事業	8	4	2	4	4	-	
	都市公園事業	4	1	2	-	1	1	
合計	15事業区分	58	18	22	8	8	7	
				30		15		

(注)1 個別の評価書に係る類型別の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価書があることから、評価書18件に対して延べ30件となっている。

2 点検した結果、指摘がなかった欄は「-」としている。

<事例1> 便益に関する指摘(誤った数値や算定方法を用いているもの)

水産物供給基盤整備事業 (青森県) [農林水産省]

(事業概要) 青森県易国間地区において、東防波堤の嵩上げ改良を行い、安全で効率的な漁業生産体制の確保を目指す。

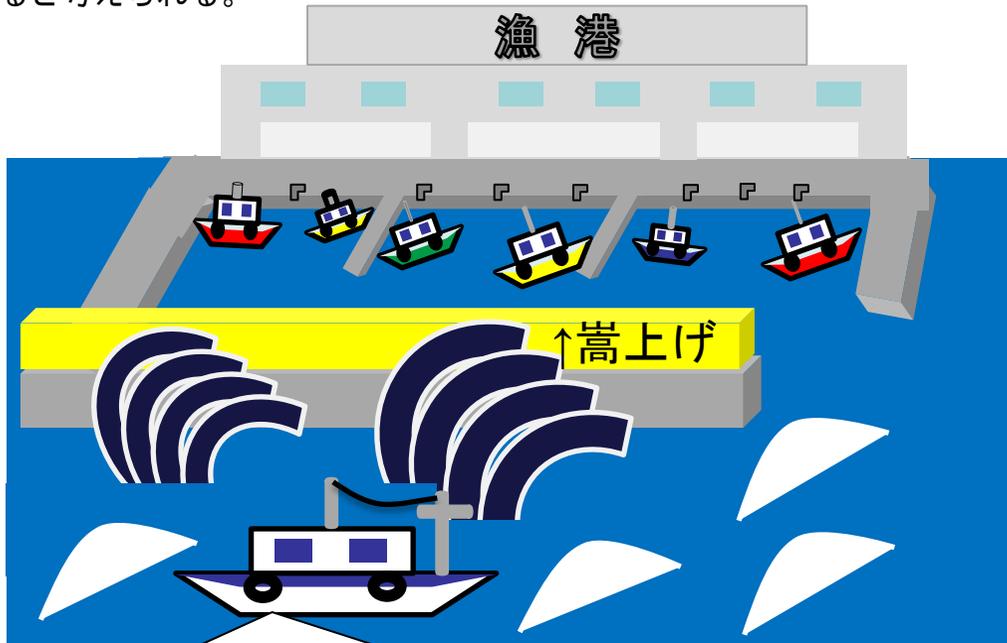
(事業期間) 平成26年度～31年度

(総事業費) 12億円

(B / C) 1.28 (便益 : 13.4億円、費用 : 10.5億円)

(問題点の概要)

- 本事業の評価では、防波堤が嵩上げされ、越波を防ぐことにより、防波堤内で作業する漁業者の環境が改善される効果として、外郭施設整備による就労環境改善効果を便益に計上している。
- しかしながら、就労環境改善効果を受ける時間を「平均操業時間」としており、本効果を受けない防波堤の外に出ている時間を計上していると考えられる。



防波堤の外に出ている時間も効果に計上

【総務省の指摘】

- 本事業の効果を受けない時間を計上しているのではないかと指摘されている。

【農林水産省の対応】

- 本事業の効果を受けない防波堤の外に出ている時間も含まれていたため、評価書を修正する。

<事例2> 便益に関する指摘(需要予測の根拠が不十分なもの(観点 i に該当))

工業用水道事業 (富山県) [経済産業省]

(事業概要) 水源施設、導水施設、取水施設、配水施設等を整備し、砺波市の企業に工業用水を安定的に供給する。

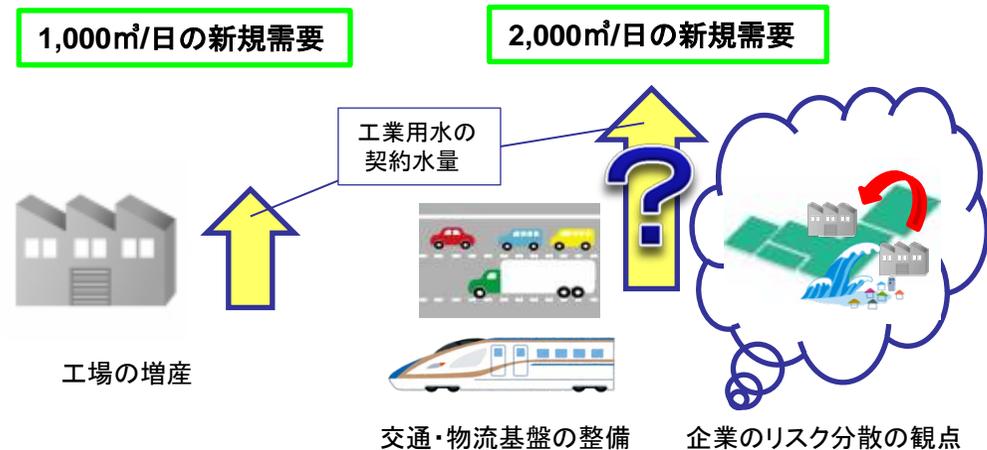
(事業期間) 平成6年度～34年度

(総事業費) 20.4億円

(B / C) 1.49 (便益 : 36.1億円、費用 : 24.2億円)

(問題点の概要)

- 本事業の評価では、工業用水の新規需要が、平成27年度から1,000m³/日、30年度から2,000m³/日生じるとの予測に基づき、便益を算定している。
- しかし、需要予測の根拠を確認したところ、1,000m³/日の新規需要については、企業の増産を根拠としているものの、2,000m³/日の新規需要については、交通・物流基盤の整備及び東日本大震災を契機とした企業のリスク分散の観点のみを根拠としており、2,000m³/日の新規需要を見込む根拠として不十分である。



【総務省の指摘】

- 平成30年度から2,000m³/日の新規需要が生じるとする需要予測については、根拠が不十分であることから、根拠を十分整理すべきではないか。

【経済産業省の対応】

- 指摘を踏まえ、事業主体に根拠を確認し、必要に応じて評価書の修正を行う。

<事例3> 便益に関する指摘(誤った数値や算定方法を用いているもの)

住宅市街地総合整備事業 (神奈川県) [国土交通省]

(事業概要) 厚木市緑ヶ丘地区において、老朽化した公営住宅を建て替え、良好な住宅を供給する。

(事業期間) 平成25年度～事業終了まで

(総事業費) 7.6億円

(B / C) 1.1 (便益 : 8.7億円、費用 : 7.6億円)

(問題点の概要)

- 本事業の評価では、一定の居住水準を満たす公営住宅の供給による居住水準向上効果便益として計上しており、当該便益の算定に当たっては市場家賃(構造、面積、設備等が同等水準である賃貸住宅の家賃)を用いることがマニュアルに定められている。
- しかしながら、本評価書では、市場家賃として、年間収入階級が700～1,000万円である世帯の平均家賃8万4,625円(統計調査の結果)を用いており、マニュアルに準拠していない。

市場家賃の設定

【マニュアルに基づく方法】

同等水準の民間
賃貸住宅の家賃
?円



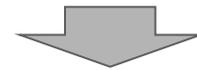
【本評価書の方法】

統計調査の結果による
年収700～1,000万円の
世帯の平均家賃
8万4,625円



【総務省の指摘】

- 市場家賃の算定について、「構造、面積、設備等が同等水準である賃貸住宅が民間市場において取引されている家賃」を用いて、再算定する必要があるのではないか。



【国土交通省の対応】

- 指摘を踏まえ、市場家賃を再算定し、便益の再計算を行い、評価書を修正する。

<事例4> マニュアル等の運用に関する指摘(便益の算定方法が同種のものと比較し区々となっているもの(観点iiiに該当))

水産物供給基盤整備事業<共通事項>〔農林水産省〕

(事業概要) 水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定的な供給及び水産資源の生息環境の保全・創造に資するため、漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う事業を実施する。

(点検対象) 5件

(問題点の概要)

- 本事業では、耐震強化岸壁の整備により、震災後においても震災以前の陸揚げが維持できることを便益としており、境港地区及び長崎地区に係る評価では、事業を実施しない場合は一切の陸揚げが不能になると想定して便益を算出している。
- 一方で、実際に被災した石巻漁港では、近傍の漁港で陸揚げを行っている状況がみられた。
- また、港湾整備事業(国土交通省)の評価マニュアルでは、震災後の貨物輸送は「近傍の港湾を利用して貨物が輸送されると想定される」とされていることが確認できる。



①本事業では、
一切の陸揚げ
がなくなる想定



②他事業では、
ほかの港で陸揚
げを行う想定



【総務省の指摘】

- 震災により岸壁が損壊した場合は、他漁港で陸揚げが行われる可能性があることも考慮した上で便益を算定すべきではないか。



【農林水産省の対応】

- 地域の実情に応じて適切な条件設定を行うよう関係機関に周知する。

<事例5> マニュアル等の運用に関する指摘(便益を算定する上で統一すべきデータが区々となっているもの)

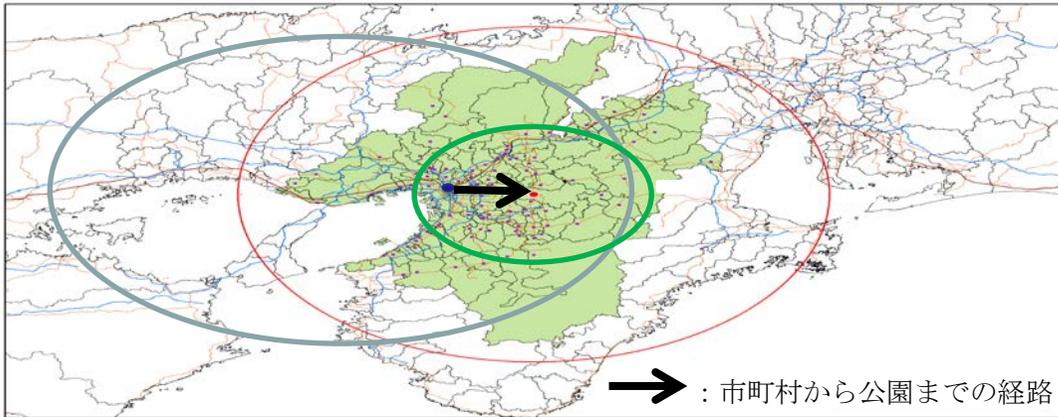
都市公園事業<共通事項> [国土交通省]

(事業概要) 都市公園法に基づき、良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、市民の活動の場・憩いの場の形成、豊かな地域づくり・地域の活性化等を目的とした公園又は緑地を整備する。

(点検対象) 3件

(問題点の概要)

- 本事業の評価では、公園に訪れると考えられる範囲を設定し、その範囲内に属する市町村の役所・役場から最短所要時間経路を通り範囲内にある類似公園(競合公園)に行くまでの旅行費用を算出している。
- 今年度点検対象である3つの公園で、同一地点(役所・役場)から同一の競合公園までの経路の旅行費用を算出するための移動時間、移動費用等が区々になっている。



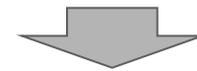
しかし

3つの評価書間で移動時間等が区々になっている

例: 茨木市から寝屋川公園までの旅行費用の算出に用いたデータ		国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の評価	国営明石海峡公園の評価	安満遺跡公園の評価
鉄道を利用した場合	役所からの時間	64分	51.4分	69分
	電車代(バス代も含む。)	540円	684円	540円

【総務省の指摘】

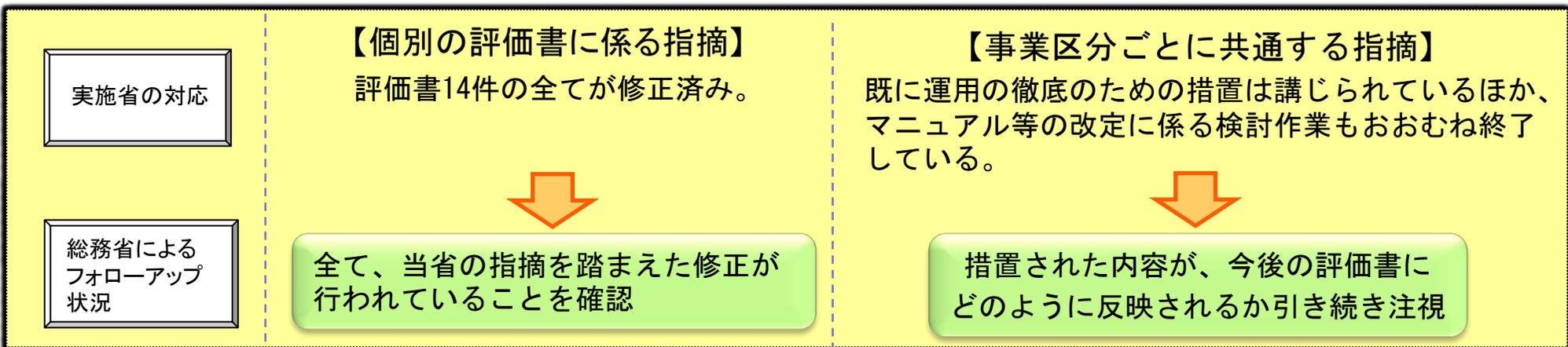
- 同一の市町村から同一の競合公園までの旅行費用を算出するに当たって用いるデータ値は事業主体間で統一すべきではないか。



【国土交通省の対応】

- 各事業主体によって旅行費用の計算結果に大きな差が生じないように、計測に関する留意事項として、各地方整備局等と情報共有を図り、考え方の統一を図る。

(参考)平成25年度の点検(平成26年4月、12月公表)のフォローアップ状況(平成27年3月末現在)



平成25年度の点検における指摘に対する各省の対応状況(一覧)

府省名	課題がみられた事業区分名	各省の対応		
		個別の評価書に係る課題	事業区分ごとに共通する課題	
			マニュアル等の改定等	運用の徹底
厚生労働省	簡易水道等施設整備事業	修正済み 5件	—	—
農林水産省	農業水利施設保全合理化事業	修正済み 2件	—	—
	地すべり対策事業	修正済み 3件	—	—
	国有林直轄治山事業	修正済み 1件	平成27年度早期に改定	対応済み
	民有林直轄治山事業	修正済み 2件	平成27年度早期に改定	対応済み
	直轄地すべり防止事業	—	平成27年度早期に改定	対応済み
	水源林造成事業	—	対応済み	対応済み
国土交通省	ダム事業	—	対応済み	—
	道路・街路事業	—	—	対応済み
環境省	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	修正済み 1件	—	—

(注) 点検の結果、指摘がなかった欄は「—」としている。